

加入・脱退の際は届出を忘れずに！

退職などに伴い国民健康保険に加入する場合や、就職などに伴い国民健康保険を脱退する場合は、法律（国民健康保険法）に基づき世帯主からの届出が義務づけられています。

この届出は、マイナ保険証^{※1}の利用の有無に関わらず必要です。また、現行の保険証の新規発行がされなくなる令和6年12月2日以降も、引き続き届出は必要となります。

加入・脱退の際は、必要書類をお持ちのうえ、保険課へ届出をしてください。

※1 マイナ保険証…健康保険証としての利用登録をしたマイナナンバーカード

届出の際にお持ちいただくもの

- ①届出に来られる方（世帯主または世帯員）の本人確認書類（顔写真入りのものは1点、顔写真なしの場合は2点）
※別世帯の方に届出の手續を委任する場合は、委任状と窓口に来られる方の本人確認書類が必要です。
- ②世帯主および加入・脱退する方のマイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

上記の①、②のほか、加入・脱退の手續に必要な書類は次のとおりです。

加入の届出の場合

（退職、被扶養者認定解除、任意継続終了など）

加入していた健康保険の資格を喪失したこと（資格喪失年月日を含む）が分かる書類

（例）事業所等が発行した資格喪失証明書

※健康保険の資格喪失情報が記載されていない「離職票」などでは手續ができません。



脱退の届出の場合

（就職、被扶養者認定など）

新たに加入した健康保険の資格情報（資格取得年月日を含む）が分かる書類等

- （例）・新しい健康保険の「資格確認書」^{※2}
・新しい健康保険の「資格情報のお知らせ」^{※2}
・マイナポータルの医療保険資格情報の画面

※マイナポータルの医療保険資格情報をPDF形式で保存したのものには、資格取得年月日が記載されていないので、別途、資格取得年月日が確認できるものをお持ちください。

※2 12月2日以降、新しい健康保険の資格を取得した際には、マイナ保険証の保有状況等により医療保険者から「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」のいずれかが発行されます。

やむを得ない理由で来庁による届出が難しい場合は、郵送による届出も可能です。市ホームページに届出方法を掲載しています。

市ホームページ

「国民健康保険の資格・届け出について」▶



右下の二次元コードからマイナポータルにログインすると、マイナ保険証の利用登録やご自身の健康保険の資格情報等を確認できます。

※ログインには、マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書パスワード（4桁の数字）が必要です。



※資格喪失証明書の発行については、加入していた医療保険者（協会けんぽ・共済組合・国民健康保険組合など）や勤務していた事業所などへ問い合わせください。

※新しい健康保険の「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」については、新たに加入した医療保険者や事業所などへ問い合わせください。

特定健康診査の受診の際に必要な「健康保険証」について

受診の際に「受診券」などのほか、国民健康保険の資格確認のため「健康保険証」をお持ちいただくようご案内していますが、「健康保険証」をお持ちでない場合（新規加入や紛失等）は、次の①～③のいずれかの方法で資格確認を受けることができます。

- ①マイナポータルの医療保険資格情報画面の提示
- ②マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」の提示
- ③「資格確認書」の提示

特定健康診査は、令和7年3月31日まで受診できます。
まだ受診されていない方は、受診をご検討ください。